

新旧対照表

○旅館業法施行条例

改正後	現行
(趣旨) 第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第三項第三号の規定による施設の指定、同条第四項に規定する者、法第四条第二項に規定する基準及び法<u>第五条第一項第四号</u>に規定する事由並びに旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。）第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号に規定する施設の構造設備の基準は、この条例の定めるところによる。 (施設の指定) 第二条 法第三条第三項第三号（法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。 一～三 略 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第十二条の四第一項</u>の規定により児童相談所に設置される一時保護施設 五・六 略 2 略 (浴室の衛生管理) 第十二条 浴室については、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一～四 略 <u>五 シャワーは、次に掲げる措置を講ずること。</u> <u>イ シャワーは、一週間に一回以上内部の水が置き換わるように通水すること。</u> <u>ロ シャワーヘッド及びホースは、六箇月に一回以上点検し、一年に一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄し、消毒すること。</u> <u>六 気泡等発生装置（気泡及び水流を発生させる装置をいう。以下同じ。）は、必要に応じて清掃及び消毒をすること。</u> <u>七 循環ろ過器（浴槽内の水及び湯（以下「浴槽水」という。）を循環させ、ろ過する設備をいう。以下同じ。）を設置する浴槽は、次に掲げる措置を</u>	(趣旨) 第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第三項第三号の規定による施設の指定、同条第四項に規定する者、法第四条第二項に規定する基準及び法<u>第五条第四号</u>に規定する事由並びに旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。）第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号に規定する施設の構造設備の基準は、この条例の定めるところによる。 (施設の指定) 第二条 法第三条第三項第三号（法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。 一～三 略 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第十二条の四</u>の規定により児童相談所に設置される一時保護施設 五・六 略 2 略 (浴室の衛生管理) 第十二条 浴室については、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一～四 略 (新設) (新設) <u>五 循環ろ過器（浴槽内の水及び湯（以下「浴槽水」という。）を循環させ、ろ過する設備をいう。以下同じ。）を設置する浴槽は、次に掲げる措置を</u>

講ずること。

イ 循環ろ過器は、一週間に一回以上十分に逆洗（水又は湯を逆流させることにより循環ろ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。以下この号及び第十六条第八号ハにおいて同じ。）を行うこと。この場合において、逆洗を行っても十分に当該循環ろ過器のろ材の汚れを排出させることができなくなつたときは、当該ろ材を交換すること。

ロ 循環ろ過器及び循環ろ過器と浴槽との間の配管に付着した生物膜は、一週間に一回以上適切な方法により除去すること。

ハ 毛髪等が循環ろ過器に流入しないようにするための設備は、毎日清掃及び消毒をすること。

八 水位計配管は、一週間に一回以上適切な方法により生物膜を除去すること。

九 調節箱（洗い場の湯栓又はシャワーに供給する湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）を設置する場合は、生物膜の状況を点検し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

十 貯湯槽は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯湯槽の温度を摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽内の水及び湯の消毒を行うこと。

ロ 貯湯槽内部の生物膜の状況を点検し、一年に一回以上清掃及び消毒をし、生物膜を除去すること。

十一 浴槽水は、毎日（循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水にあつては、一週間に一回以上）換水するとともに、浴槽を清掃すること。

十二 浴槽に使用する水及び湯には、回収槽（浴槽の外にあふれ出た水及び湯を回収し、貯留する水槽をいう。）の水及び湯を使用しないこと。

十三 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質は、規則で定める基準に適合していること。

十四 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯は、規則で定めるところにより、水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。

（宿泊を拒むことができる事由）

第十五条 法第五条第一項第四号に規定する条例で定める事由は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二 略

講ずること。

イ 循環ろ過器は、一週間に一回以上十分に逆洗（水又は湯を逆流させることにより循環ろ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。以下この号及び第十六条第八号ハにおいて同じ。）を行うこと。この場合において、逆洗を行っても十分に当該循環ろ過器のろ材の汚れを排出させることができなくなつたときは、当該ろ材を交換すること。

ロ 循環ろ過器及び循環ろ過器と浴槽との間の配管に付着した生物膜は、一週間に一回以上適切な方法により除去すること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

六 浴槽水は、毎日（循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水にあつては、一週間に一回以上）換水するとともに、浴槽を清掃すること。

七 浴槽に使用する水及び湯には、回収槽（浴槽の外にあふれ出た水及び湯を回収し、貯留する水槽をいう。）の水及び湯を使用しないこと。

八 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質は、規則で定める基準に適合していること。

九 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯は、規則で定めるところにより、水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。

（宿泊を拒むことができる事由）

第十五条 法第五条第四号に規定する条例で定める事由は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二 略

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) 第十六条 政令第一条第一項第八号に規定する条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一～六 略 <u>七 浴室の浴槽に気泡等発生装置を設置する場合は、次に定める基準を満たしていること。</u> <u>イ 気泡等発生装置の点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造とすること。</u> <u>ロ 気泡等発生装置の吸気口は、土ぼこりが入らない構造とすること。</u> 八～十一 略	(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) 第十六条 政令第一条第一項第八号に規定する条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一～六 略 <u>七 浴室の浴槽に気泡等発生装置（気泡及び水流を発生させる装置をいう。以下同じ。）を設置する場合は、当該気泡等発生装置の吸気口は、土ぼこりが入らない構造とすること。</u> 八～十一 略
---	--